

人権学習ワークシート集 VI

—人権教育実践事例・指導の手引き（高校編 第15集）—

たい せつ
大切に
わたしと
あなたの
こころ え がお
心の笑顔



平成28年2月

目次

| | |
|--------------------|---|
| はじめに | 1 |
| ワークシート集の活用の仕方について | 1 |
| 学校教育における人権教育推進のために | 2 |

教材・解説編

| | |
|--------------------------|----|
| 1 短所を長所に変えよう | 3 |
| 2 「いじめ」をなくすために | 10 |
| 3 「デートDV」について考えよう | 18 |
| 4 困っている人に寄り添おう | 24 |
| 5 自分が介護者・要介護者になったら | 28 |
| 6 ハンセン病から人権を学ぶ | 32 |
| 7 同和問題について考えよう | 41 |
| 8 外国につながるのある生徒のために | 49 |
| 9 帰る家を失った人たち | 56 |
| 10 犯罪被害者とその家族の人権について考えよう | 63 |
| 11 拉致問題について考えよう | 69 |
| 12 LGBT ってなんだろう？ | 78 |

| | |
|------------|----|
| 高等学校の全体計画例 | 86 |
|------------|----|

■ ■ はじめに ■ ■

生徒が人権尊重の理念「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」を理解するとともに、それが態度や行動に現れるようになるよう、学校教育のあらゆる場面で人権教育を行うことが、いま、求められています。

このワークシート集が、学校における人権教育推進のための一助となれば幸いです。

■ ■ ワークシート集の活用の仕方について ■ ■

- 1 このワークシート集は、県内の高等学校・中等教育学校後期課程の特別活動や教科活動の中で、人権教育に取り組む際に活用するために作成されました。
- 2 このワークシート集は、「かながわ人権施策推進指針(改定版)」に基づいて、様々な人権課題を取り上げています。学校や学年、学級の実態に合わせて御活用ください。
- 3 このワークシート集は、各題材にワークシートとその解説を掲載しています。実践する前には、ワークシートと解説を十分に参照してください。
- 4 著作権上の制約があるため、別の冊子に収録したり、ワークシートの内容を変えて研究成果として発表するなど、研修や授業以外の目的で使用する場合には、神奈川県教育委員会にお問い合わせください。
- 5 ワークシートは神奈川県ウェブサイト(「人権教育指導資料・学習教材の紹介」)からダウンロードできますので、印刷して使用してください。
- 6 各学校に配付されている「人権学習ワークシート集Ⅲ(高校編第12集)」、「人権学習ワークシート集Ⅳ(高校編第13集)」及び「人権学習ワークシート集Ⅴ(高校編第14集)」に、他のワークシートとその活用例を多数掲載しています。併せて御活用ください。

◆ ◆ ◆ 学習を進めるに当たって ◆ ◆ ◆

- 一人ひとりの生徒が話し合いなどに参加しやすい雰囲気を作りましょう。
- 生徒が、他の人の考え方を尊重しながら、意見や考えの違いを認め合えるようにしましょう。他の人を傷つけるような言動があったときは、その学習の時間内で問題点を指摘し、適切に指導しましょう。
- 生徒が、ワークシートに書いた内容を他の人に見せたくない場合や、話したくない場合などには、個々の生徒の意志を尊重しましょう。
- 学習の前に、ワークシートへの記入は書ける範囲とし、全部を記入する必要はないことを確認しましょう。

■ ■ 学校教育における人権教育推進のために ■ ■

学校教育における人権教育の在り方について

各学校が人権教育に取り組む際、人権に関わる概念や人権教育がめざすものを明確にし、教職員が十分理解した上で、組織的・計画的に取り組を進めることが大切です。

平成20年3月に文部科学省が公表した「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」において、人権教育の目標は次のように示されています。

一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること

また、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるということが、態度や行動にまで現れるようにするために、各学校において、教育活動全体を通じて、例えば次のような力や技能などを総合的にバランスよく培うことが求められています。

- ① 他人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考えや気持ちなどがわかるような想像力、共感的に理解する力
- ② 考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような、伝え合い、わかり合うためのコミュニケーションの能力やそのための技能
- ③ 自分の要求を一方向的に主張するのではなく建設的な手法により他人との人間関係を調整する能力及び自他の要求を共に満たせる解決方法を見いだしてそれを実現させる能力やそのための技能

このような力や技能を培い、生徒の人権感覚を健全にはぐくむために人権が尊重される「学習活動づくり」、「人間関係づくり」、「環境づくり」が一体となった学校全体としての取組が必要です。

また、各学校が組織的・計画的に人権教育を推進するためには、人権教育全体計画を作成することが有効です。「高等学校の全体計画例」(P. 86)を参考にしてください。

1 短所を長所に変えよう

ノミ
まど・みちお

すばらしいことが
あるもんだ
ノミが
ノミだったとは

ゾウではなかったとは

「いわずにおれない」 著者 まど・みちお 集英社（平成17年12月）より

ワーク1

(1) 詩を読んで感じたことを書きましょう。

(2) 作者のいう「すばらしいこと」とはどのようなことでしょうか。

(3) (1)、(2)についてグループでの意見交換を通して、気づいたことや考えたことを書きましょう。

(4) 作者が「ノミがノミだった」ことを「すばらしいこと」といっているように、あなたは「自分が自分だった」ことを「すばらしいこと」と思えますか。

() はい () どちらともいえない・よく分からない () いいえ

ワーク2

(1) 「自分が自分だった」こと＝「自分らしさ」を表す言葉を、長所・短所問わず書き出してみよう。

(2) (1)で挙げた言葉を参考にして、自分が短所だと思っていることを3つ、次の表の短所①～③に記入しましょう。

| 名 前 | | 短所① | 短所② | 短所③ | |
|-----|--------|-----|-----|-----|---------------|
| | | | | | |
| | | ↓ | ↓ | ↓ | 励ましの メッセージ |
| 名 前 | 長 所 | | | | |
| 名 前 | | | | | |
| 名 前 | | | | | |

(3) グループ内で(2)の表を回覧して、他の人の短所を逆転の発想で長所にしましょう(文章になっても構いません)。また、励ましのメッセージも考えてみましょう。

(4) 他の人に考えてもらった長所を見て感じたことを書きましょう。

(5) 短所を長所にとらえ直すという作業を通して感じたことを書きましょう。

ワーク 3

もう一度詩を読んで、感じたことを書きましょう。

解説 1 短所を長所に変えよう

1 ねらい

人権教育の基本として大切なことは、自他の人権を認め尊重することである。つまり、自分自身の人権を尊重するとともに、他者の人権を尊重することである。

他者の人権を尊重するためには、他者を認め受け入れることが必要となる。そして他者を認め受け入れるためには、自分自身を受け入れ認めることが大切である。人は自己受容することではじめて他者を受容できるようになれる。

このワークでは自己受容の方法として、「自分らしさ」とは何かを考え、長所・短所を含めた「自分らしさ」に目を向ける。しかし短所は自分では気づかなかったり、素直に受け入れられなかったりすることも多い。そこで他者に自分の短所を長所に捉え直してもらう作業(リフレーミング)を行い、他者に認めてもらったり、ほめてもらったりすることで自己肯定感を高め、改めて「自分らしさ」と向き合い、自己を認める意識を育てたい。

2 進め方

展開例 (50分 3～4人のグループを作る)

| 学習活動 | 指導上の留意点 |
|--|--|
| 1 ワーク1 (12分) ① 詩を鑑賞する。 ② 詩を読んで感じたことを書く。(1) ③ 作者のいう「すばらしいこと」とは何だと思うかを書く。(2) ④ (1)、(2)についてグループで話し合い、気づいたことや考えたことを書く。(3) ⑤ 「ノミ」を「自分」に置き換えてみる。「すばらしいこと」と思えるかどうかを考える。(4) | ○ 授業者が一度朗読して終わるのでなく、生徒が朗読したり黙読したりして、詩にこめられた作者の思いへの理解を深めるよう促す。 ○ 必要に応じてノミの形状や生態について補足説明をする。 ○ 他の人の意見を共感的に受け止めるようにするなど、互いの意見を尊重するよう促す。 |
| 2 ワーク2 (30分) ① 「自分らしさ」を表すことばを長所・短所問わず書き出していく。(1) | ○ できるだけ多く考えてみるように伝える。 |

- ② (1)で挙げた言葉を参考にして、自分が短所だと思っていることを3つ書き出す。(2)
 - ③ グループでワークシートを回覧し、記入された短所について、視点を変え肯定的に捉えて長所として記入する。同時に励ましのメッセージを記入する。(3)
 - ④ グループで順番にワークシートを回し、③を繰り返す。(3)
 - ⑤ 人に考えてもらった長所を見て感じたことを書く。(4)
 - ⑥ ワーク2を通して感じたことを書く。(5)
- 表はグループで回覧するので、短所は他の人が知ってもよいものを書くように伝える。
 - 授業者が資料のリフレーミング辞書を参考にし、例を2つ程度紹介する。
 - 他者からの励まし、他者に認められることは自己を認めることにとっても大切な経験となるため、励ましのメッセージは短くてもよいので、必ず書くように促す。

3 ワーク3 (8分)

- ① もう一度冒頭の詩を読み、感じたことを書く。
 - ② まとめを聞く。
- 人権の尊重には、自分を認めることも他者を認めることも、どちらも大切であることを説明する。

3 解説

(1) 自己受容

自分を受け入れること、自分を肯定的に捉えることを自己受容という。このワークでは、自分を無理に受け入れるということではなく、むしろ現在の自分を見つめて、自分はこういう人間だということを認識することの大切さについて考えさせたい。自分という人間への認識を高めることによって、他者に対する認識も深め、一方的な思い込みや偏見をなくし、他者受容への大きな一歩とすることをねらいとしている。

(2) 詩「ノミ」について

詩人まど・みちおの作品には「生きものがその生きものであることを喜んでる」という詩が多く、この視点は自己受容に欠かせないものであると考える。「ノミ」という詩について、まど・みちおは次のように語っている。

自然がやってくださることはものすごく大きいことだという事実を、非常に短い言葉で簡単に言っただけなんだけれど、その事実が私には限りなく魅力的に見える。あの世行きが近くなってからは、なおさらに。

この世の中には生きものがごまんといいますが、みんなそれぞれに違っている。もし同じだったらつまらないし、なんの進歩も発展もないでしょう？違うから、素晴らしいんですね。人間だってそうで、肌の色や髪の色が違うから、いい。同じ日本人でも十人十色、百人百色で、一人ひとり顔や考え方が違ってると決まってるし、だからこそ価値がある。お互いに補い合い、助け合うこともできる。それなのに今はみんな、人マネごっこばかりやっ取る。人と自分を比べては一喜一憂したりもする。それは本当に滑稽で悲しい、そして何より、もったいないことだと思います。

(中略)人と自分を比べて自分のほうが偉いように思ったり、逆にダメなように感じて人をうらやんだり、人のマネをしたりするのは、一生懸命でない証拠なんじゃないかなあ。小さな子どもは遊ぶとき、それに没頭して無心で遊びます。あんなふうに、自分の目の前のことに一生懸命取り組んでおれば、つまらんこと考えとる暇はないと思うんです。一生懸命になるっちゅうことは、自分が自分になること。一生懸命になれば、一人ひとりの違いが際だつ。いのちの個性が輝き始める……。自分が自分であること、自分として生かされていることを、もっともっと喜んでほしい。それは、何にもまして素晴らしいことなんですから。

「いわずにおれない」 著者 まど・みちお 集英社（平成17年12月）より

作者のいう「自分が自分であることを喜ぶ」という考え方に気づくためにこの詩を鑑賞させる。詩の内容に共感できない、自分が自分であることを喜べない生徒もいるかもしれないが、そういう「自分」も含めて、この詩をきっかけに「自分」という人間を振り返ることを目的としている。

(3) 短所を長所に捉え直す（グループワーク）

「自分らしさ」を表す言葉には短所が含まれることがあり、それらはなかなか自分では受け入れにくいものもある。このワークでは、短所を他者に紹介することで一度自分を客観的に見てみる。そしてグループワークを通して他者も同じように短所だと思っている部分があるということに気づくきっかけとする。さらに「自分らしさ」を受け入れるために短所を長所に捉え直す作業をする。自分の短所を自分で捉え直すのではなく、他の人に捉え直してもらい、励ましのメッセージとともに「他者に認められる」ことは、自己肯定感を高める経験となる。また、他者の短所を長所に捉え直すことは、多角的に「他者を理解する」という経験になる。これらの活動を通して、自分を認めるとともに他者を認めるという人権の尊重の大切さを感じるように促したい。

資料 リフレーミング辞書

| 索引 | 書きかえたい語 | リフレーミングすると | 索引 | 書きかえたい語 | リフレーミングすると |
|----|----------|------------|----|----------|------------|
| あ | 甘えん坊な | 人にかわいがられる | し | 消極的な | ひかえめな |
| | 飽きっぽい | 好奇心旺盛な | | 〃 | 〃 |
| い | 〃 | 興味が広い | す | ずうずうしい | 堂々とした |
| | あきらめが悪い | 一途(いちず)な | | せ | せっかちな |
| う | 〃 | チャレンジ精神に富む | そ | | 〃 |
| | あわてんぼ | 行動的な | | た | 責任感がない |
| い | 〃 | 行動が機敏な | た | | 外面がいい |
| | いかげんな | こだわらない | | 〃 | 〃 |
| う | 〃 | おおらかな | ち | だまされやすい | 人を信じられる |
| | 意見が言えない | 争いを好まない | | 〃 | 〃 |
| う | 〃 | 協調性がある | つ | だらしない | 〃 |
| | いばる | 自信のある | | 〃 | 〃 |
| お | 浮き沈みが激しい | 心豊かな・表情豊かな | な | 短気な | 情熱的な |
| | うるさい | 明るい・活発な | | ね | 〃 |
| お | 〃 | 元気がいい | の | | 調子にのりやすい |
| | おこりっぽい | 感受性豊かな | | 〃 | 〃 |
| か | 〃 | 情熱的な | は | つめたい | 判断力がある |
| | おしゃべりな | 社交的な | | 〃 | 〃 |
| か | おっとりした | 細かいことにこだわ | ひ | でしゃばり | 自立心がある |
| | 〃 | ない・マイペースな | | 〃 | 〃 |
| か | おとなしい | 穏やかな | ふ | 生意気な | 感受性豊かな |
| | 〃 | 話をよく聞く | | 〃 | 〃 |
| か | 面白みがない | きまじめな | ほ | 涙もろい | している |
| | かたくるしい | きまじめな | | 〃 | 〃 |
| き | 勝ち気な | 向上心がある | ま | 根暗な | ない・マイペースな |
| | カッとしやすい | 情熱的な | | 〃 | 〃 |
| き | 変わっている | 味のある・個性的な | む | のんびりした | ない・マイペースな |
| | がんこな | 意志が強い | | 〃 | 〃 |
| き | 〃 | 信念がある | め | は | 自立心のある |
| | 〃 | 一貫性がある | | 〃 | 〃 |
| く | 気が弱い | 人を大切にす | よ | 八方美人な | こまやかな心をもった |
| | 〃 | 我慢ができる | | 〃 | 〃 |
| く | 気性が激しい | 情熱的な | ら | 反抗的な | 協調性豊かな |
| | きつい感じの | シャープな感性の | | 〃 | 〃 |
| く | きびしい | 責任感がある | る | 人になりがち | 理想のある |
| | 〃 | 自分に自信がある | | 〃 | 〃 |
| け | 口がきつい | 率直な | め | 人をうらやむ | 自分に自信がある |
| | 口が悪い | 率直な | | 〃 | 〃 |
| け | 口が軽い | うそのつけない | ま | ふざける | ない・マイペースな |
| | 〃 | 社交的な | | 〃 | 〃 |
| こ | 口下手な | うそがつかない | む | プライドが高い | 向上心がある |
| | 暗い感じの | 自分の心の世界を大切 | | 〃 | 〃 |
| こ | けじめがない | 物事に集中できる | め | ぼうっとしている | 行動的な |
| | けちな | 経済観念のある | | 〃 | 〃 |
| こ | 強引な | エネルギッシュな | め | ま | 穏やかな |
| | 興奮しやすい | 情熱的な | | 〃 | 〃 |
| こ | こだわりやすい | 感受性の強い | め | 無理をしている | 期待に応えようとする |
| | ことわれない | 相手の立場を尊重する | | 〃 | 〃 |
| こ | 〃 | 人のために尽くす | め | 命令しがちな | リーダーシップがある |
| | 〃 | 寛大な | | 〃 | 〃 |
| こ | さわがしい | 明るい・活発な | め | 目立たない | 協調性がある |
| | 〃 | 元気がいい | | 〃 | 〃 |
| こ | しつこい | ねばり強い | め | 目立ちたがる | おおらかな |
| | 自分がない | 協調性豊かな | | 〃 | 〃 |
| こ | 自慢する | 自己主張できる | め | 面倒くさがる | たくましい |
| | 〃 | 自分を愛している | | 〃 | 〃 |
| こ | 地味な | 素朴な・ひかえめな | め | 乱暴な | 〃 |
| | 〃 | 〃 | | 〃 | 〃 |

「みんなでリフレーミング」 中里 寛、「エンカウンターで学級が変わる中学校編3」 監修 國分康孝 図書文化(平成11年11月)より

(4) ワークの流れ (参考)

| 段階 | 内 容 |
|----|----------------------|
| ① | 「自分らしさ」とは何かを考える。 |
| ② | 「自分らしさ」を人に伝える・見てもらう。 |
| ③ | 「自分らしさ」を前向きに捉え直す。 |



| | | |
|---|-------------------------|----------------------------|
| ④ | 自分を受け入れられる = 自己受容 | 自分を受け入れられない。 |
| ⑤ | 「他者らしさ」を見ることができる。 | 様々な経験をしていく中で自分と向き合い、自信を持つ。 |
| ⑥ | 「他者らしさ」を前向きに捉え直して受け入れる。 | 自分を受け入れられる = 自己受容 |
| ⑦ | 他者を受け入れられる = 他者受容 | 「他者らしさ」を見ることができる。 |
| | ⑧ | 「他者らしさ」を前向きに捉え直して受け入れる。 |
| | ⑨ | 他者を受け入れられる = 他者受容 |

〈引用文献〉

「いわずにおれない」 著者 まど・みちお 集英社 (平成17年12月)

「みんなでリフレーミング」中里 寛、「エンカウンターで学級が変わる中学校編3」監修 國分康孝 図書文化 (平成11年11月)

2 「いじめ」をなくすために

ワーク 1

次のような行動をとったことがあるか、チェックしてみましょう。

1. 友だちがからかわれているのを見て、おもしろがって笑ったことがある。
(はい・いいえ)
2. 友だちが誰かをからかっているのを見て、からかいに加わったことがある。
(はい・いいえ)
3. インターネット上での悪口の書き込みに便乗して、自分も書きこんだことがある。
(はい・いいえ)
4. 誰かを仲間はずれや無視するよう誘われ、いじめる側に加わったことがある。
(はい・いいえ)
5. SNS 等を通じて、誰かをみんなで無視をしたことがある。(はい・いいえ)

ワーク 2

資料を読み、自分の考えを書きましょう。

1. (暴言を吐かれた) 私
→ 私がつらかったのはどのようなことでしょうか。
2. (男の子の暴言に対して笑った) クラスの友だち
→ どのような気持ちで笑ったと思いますか。また、笑ったことについてあなたは
どう思いますか。
3. 同級生の女の子
→ どのような気持ちで行動したと思いますか。

ワーク 3

もし、自分が資料の場面にいたら、どのような行動をしていたと思いますか。自分の考えに近いものに○をつけてみましょう。

- | | |
|--------------------------------|----------|
| 1. 「同級生の女の子」のように、「私」をかばう行動をとる。 | () |
| 2. 見ているだけで自分では何も行動しない。 | () |
| 3. おもしろがって一緒に笑ってしまう。 | () |
| 4. 自分も一緒になってからかいに加わってしまう。 | () |
| 5. その他 (具体的に : | () |

ワーク 4

「いじめをただ見ている人」や「いじめに加担している人(いじめる側に加わっている人)」は、どのような気持ちでそのような態度をとっていると思いますか。グループで話し合みましょう。

「いじめをただ見ている人」

「いじめに加担している人」

ワーク 5

自分が友だちをいじているつもりがなくても、結果的には、自分の行動がいじめに加担し、いじめをエスカレートさせている可能性があります。次の点について考えてみましょう。

- (1) 「いじめをただ見ている人」あるいは「いじめに加担している人」にならないために、どのようなことを心がけていくべきか、自分の考えを書きましょう。

(2) クラスや部活動などの自分の所属する集団の中で、いじめを許さない雰囲気をつくるために、なにが必要か考えて書きましょう。

ワーク 6

ワーク5で記入したことをグループで意見交換し、その結果をまとめましょう。また、グループでまとめた内容を発表しましょう。

いじめを見ている君へ できる方法で助けてあげて

スポーツジャーナリスト 増田明美

いじめられている人をみたら、勇気を持って助けてあげてください。いじめられている人が一番悲しいのは、自分を助けずに、ただ見ている人の眼です。その眼は、いじめられている人の心の中いっばいに広がり、深い悲しみの川の中へ沈めてしまうのです。

私は小4のころ、背が低くてぽっちゃりしていました。ある日、先生から作文をほめられ、気をよくしていると、突然クラスの男の子から「ちびデブ」という大きな声。心につきささり、はずかしくて泣いてしまいました。しんと静まり返った教室に、小さな笑い声が起こり、心が凍りつきました。それは、ののしる声以上につらかった。

その時、同級生の女の子が「おおデブ!」とクラス中に響き渡る声とともに、その男の子をにらみました。特に親友というわけでもない女の子のひと言はすごくうれしかった。心の中にやわらかな日がさしたような気持ちになりました。

その男の子はそれから、その子のことも、ののしるようになりました。でも彼女はぜんぜん気にしない。そんな彼女を見て私は強くなれたような気がします。あのひと言がなければ、私は悲しい静かな空気の中でおぼれていたと思います。

もしも川を流されている人に気づいたらあなたはどうしますか。助けに行くと自分もおぼれてしまう。飛び込むことができなくても、周りの人に聞こえるように大きな声で助けを求めたり、「大丈夫」と声をかけながら川岸を走ったりすることはできるはずです。

いじめられている人をみたら、もしも自分だったら、と想像してみてください。そして自分ができる方法で助けてあげてください。

解説2 「いじめ」をなくすために

1 ねらい

自分がいじめに関与してないつもりでも、いじめを傍観したり、いじめに加担するような行動が、いじめをエスカレートさせたり、いじめられている友だちを深く傷つけることにつながることを理解させる。

集団の中でいじめが起こった時に、いじめられる人にとっては、傍観している人も、加害者と同じであると思えることを認識させるとともに、いじめを傍観している人たちがいじめを許さない立場に立つことの重要性を理解させ、適切な行動をとることができるようにする。

2 進め方

展開例（50分 3～4人のグループを作る）

| 学習活動 | 指導上の留意点 |
|---|---|
| 1 ワーク1 (2分) ① 自分がいじめに加担するような行動をとったことがないか振り返る。 | ○ 各項目を具体的にチェックすることにより、いじめが行われている状況に対して、自分が加担したことがあるかを確認できるようにする。 ○ これらの項目に「はい」と答えた人は、いじめの加害者になっていることを伝え、自分がいじめをしたつもりはなくても、知らず知らずのうちに、加害者になることに気付かせる。 |
| 2 ワーク2 (12分) ① 資料を読み、いじめられる立場、いじめに加担している立場、いじめを許さない立場、それぞれの気持ちについて考える。 ② 記入した結果について、グループ内で意見交換する。 | ○ いじめに関して周囲の人が、無関心であったり、同調したりする雰囲気がある場合、被害者の傷はさらに深まること、また、いじめに立ち向かってくれる人がいることで救われることを伝える。 |
| 3 ワーク3 (6分) ① ワーク3では、自分が資料の場面にいた場合、自分ならどの立場になると思うかについて考える。 | ○ 自分自身について振り返りながら、自分ならどのような行動をとるか考えさせる。 ○ クラスでたった一人「私」をかばった友人の態度を取り上げるものであって、「おおデブ」という言葉を正当化するものではないことを伝える。 |

4 ワーク4 (10分)

- ① ワーク3の意見をふまえて、「いじめの傍観者」「いじめに加担する者」の気持ちについてグループでまとめる。
- ② まとめた内容をグループごとに発表する。

5 ワーク5 (10分)

- ① いじめに加担しないためにはどのようにしたらよいかを考える。
(1)
- ② 集団全体が、いじめを生み出さない雰囲気をつくっていくためにはどのようにしたらよいかについて、自分の考えを記入する。
(2)

6 ワーク6 (10分)

- ① ワーク5で記入した内容についてグループで意見交換し、考えをまとめる。
- ② まとめた内容をグループごとに発表する。

- 「いじめの傍観者」「いじめに加担する者」は、なぜそのような行動をとってしまうのかについて、具体的に話し合うように促す。
- 全体で意見を共有させた後、どのような理由であっても、いじめにおいて、「傍観者」「加担する者」の立場に立つことは、被害者にとっては加害者ではないかと投げかける。
- 自分はいじめをしているつもりはなくても、自分のとる行動によっては、いじめをエスカレートさせる結果になることを伝える。
- 普段からどのようなことを心がけておけばよいか、具体的な行動を考えるように伝える。
- グループから出された意見をふまえて、いじめを起こさない・エスカレートさせないために必要なことを理解させ、いじめは絶対に許してはいけないという態度を培う。
- いじめる立場の人間だけでなく、いじめを傍観したり加担したりする立場であっても許されないことを伝え、一人ひとりがそのような認識に立って行動することによって、集団の中にいじめを許さない環境を作ることができることを強調する。

3 解説

文部科学省の「学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取組のポイント」(以下、取組のポイント)において、「いじめ問題に関する基本的認識」の一つとして次の点を挙げている。

「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。
どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な

一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。

つまり、いじめは、いじめる立場の人間だけでなく、いじめに加担したり傍観したりする立場であっても許されないこととして認識させるべきである。また、その上で、一人ひとりがそのような認識をもち行動することによって、集団の中にいじめを許さない環境を作ることができることを理解させたい。

そこで、このワークでは、主に「いじめを見ている立場」、「いじめに加担する立場」に焦点をあて、集団において、一人ひとりがいじめに対してどうするべきかについて考えさせていきたい。

ワーク1の5項目のうち1～4については、「平成26年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』について」の「いじめの態様」で上位に挙がっている項目をもとに作成した。また、スマートフォンの普及に伴い、SNSを通してのいじめ、仲間外れなどの行動が増えていることから、5の質問を加えた。このワークでは、生徒が自分の行動の振り返りをしたところで、自分がいじめを始めていなくても、知らず知らずのうちに、加害者になっている可能性があることを認識させたい。

資料は、クラスで、ある男の子に暴言を吐かれた「私」が、周りの友だちに笑われたことでさらに傷ついた話である。このワークを通して、いじめに関して周囲の人が、無関心であったり、同調したりする雰囲気がある場合、被害者の傷はさらに深まること、いじめに立ち向かってくれる人がいることで救われることに気付かせたい。

ワーク3は、ワーク5につながる質問である。

ワーク4は「いじめの傍観者」、「いじめに加担する者」に焦点を絞って、なぜそのような行動をとってしまうのかについて、グループで具体的に話し合いをさせたい。ここでは、生徒が次のようなことを記入することが予想される。

「いじめをただ見ている人」

- ・そのいじめに関わりたくないから
- ・かばったりしたら今度は自分もいじめられそうだから
- ・仲の良い友だちでなかったらかばわないから
- ・起きているいじめそのものに関心がないから
- ・いけないと思ってもどう行動してよいかわからないから 等

「いじめに加担している人」

- ・おもしろそうだったら、いじめに加わってしまうかもしれないから
- ・一緒にやらないと、自分がいじめられてしまうかもしれないから
- ・ただふざけ合っているだけだったら別にいいと思うから 等

意見交換がある程度進んだところで、全体で意見を共有し、その上で、どのような理由であっても、いじめにおいて、「傍観者」、「加担する者」の立場に立つことは、被害者にとっては加害者と同等であるということを生徒に十分に認識させる。

ワーク5・6では、いじめを起こさない・エスカレートさせないために、次の点について確認し、いじめを絶対に許してはいけないという態度を培うことが大切である。

- ・一人ひとりが他者の存在を大切にすることが重要であること
- ・自分が軽い気持ちで「ふざけている」「からかっている」つもりでも、相手の心を深く傷つけている可能性があることを十分に心に留め、常に自分の言動が他者を傷つけていないか意識することが大切であること
- ・自分がいじめを見ている立場の時に、「自分には関係ない」と無関心であることも問題であり、やめさせるよう全員が行動できることが重要であること
- ・いじめを始めた人に加担することは、いじめを深刻化させることにつながるという認識に立って、絶対にそのような行動をとってはならないこと
- ・相手に対して、悪意なくからかったりふざけ合ったりしていたつもりでも、相手が傷ついていた場合には、自分が相手の気持ちを理解していなかったことを反省し、誠意をもって謝罪すべきであること

国立教育政策研究所の「生徒指導リーフ いじめの理解 Leaf. 7」には、いじめについて「特定の“いじめっ子”や“いじめられっ子”だけの問題ではなく、どの児童生徒も被害者にはもちろん、加害者になり得るという『事実』を正しく理解することが大切」であることが述べられている。

いじめにおいては、「いじめる立場」「いじめられる立場」に焦点があたりがちであるが、実際には「いじめを見ている立場」の生徒たちがどう行動するかということが、「いじめる立場」、「いじめられる立場」の生徒、そしていじめそのものに大きな影響を与える。

また、文部科学省の「取組のポイント」における「いじめを許さない学級経営等」の中では、次のように記述されている。

児童生徒の成長にとって必要な場合もあるといった考えは認められないものであり、個々の教師がいじめの問題の重大性を正しく認識し、危機意識を持って取り組まなければならないこと。

また、教師の何気ない言動が児童生徒に大きな影響力を持つことに十分留意し、いやしくも、教職員自身が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように留意すること。

このワークシートを授業で活用するにあたっては、授業者がクラスの状況を十分に把握し、かつ、授業者自身がいじめの根本的な問題をしっかりと理解した上で指導する必要がある。また、授業の中で、生徒の不適切な発言があった場合には、その都度指導するとともに、指導する側も不用意な発言のないよう十分留意することが重要である。

〈引用文献〉

「完全版 いじめられている君へ いじめている君へ いじめを見ている君へ」著者 増田明美 朝日新聞社（平成24年9月）
「生徒指導リーフ いじめの理解 Leaf. 7」文部科学省国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター（平成24年9月）
「学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取組のポイント」文部科学省ウェブサイト

3 「デートDV」について考えよう

※ ここでは、交際相手からの暴力を「デートDV」とします。

ワーク 1

事例1・2を読んで考えましょう。

〈事例1〉A太とB子の場合

僕(A太)がB子とつき合いはじめたのは今年の夏休み。つき合いはじめてから半年が経つけど、お互いに好きっていう気持ちに変わりはないし、いつでも一緒にいたいって感じ。だから、暇さえあれば、いろんなところへ出かけてデートを楽しんでいるんだ。

でも、ちょっと気になることがひとつ…。デートでお茶したりご飯を食べたりする時、自分が払うことが多くなってきたんだ。つき合いはじめた頃は、おごった方がかっこいいかな、なんて思って自分から払ったりしていたんだけど、最近はB子もおごってもらって当然、みたいな感じになっているんだ。

それに、B子は、かわいいアクセサリーや小物が大好きで、ショッピングで気に入ったものを見つけると僕にプレゼントしてもらいたがるんだよね。自分がプレゼントしたものを身につけてくれるのは嬉しいし、B子がすごく喜んでくれるからつい買っちゃうんだけど…。

バイト代の大半がおごったり、プレゼント代に消えてしまう感じで、正直言って負担…。だからといってB子を好きって気持ちは変わらないし、金銭的に負担に思っていることも、B子に言う気にはなれないんだ。

〈事例2〉C子とD先輩の場合

私(C子)の彼、D先輩はとっても素敵で、学校中の女の子たちにとってあこがれの存在。そんなD先輩に告白されて自分でもびっくり。もちろんすぐにOKしてつき合いはじめたの。誰にも優しいD先輩だけど、私にもとっても優しくしてくれる。いつでも私のことを気にかけてくれていて、会えない時には、「C子の声が聴きたい」と言って必ず電話をくれるし、学校で会えた日でも毎晩、お互いにメールをしてる。

でも、あることがきっかけで急にD先輩からの束縛がすごくなってきた。夏休みに入ってバイトがとて忙しくなっちゃって、電話に出られなかったり、家に帰って疲れて返信しないまま寝てしまったことが続いたことがあったの。そのことが、D先輩を怒らせてしまったみたい…。ある時、バイトが終わって店を出ると、D先輩が私のことを待っていたの。そして私を見るなり、「なんで電話しないんだよ！彼氏から電話があったらすぐ出るのが普通だろ。メールも返さないし…」って。今まで見たことのないような怖い顔だったので、急に不安になっちゃって慌てて謝ったの。でも許してもらえなくて、その日以来、電話とメールは、すぐに返さないと必ず責められるし、会えば、私の携帯電話の着信・発信履歴やメールを必ずチェックされる…。私だって、D先輩はもてるし、私と会ってない時に、他の女の子と遊んでるんじゃないかって不安に思うことがあるから、先輩の気持ちもわからなくはないけど、でも、人の携帯電話までチェックするってどうなの!?

そう思うけど、D先輩に嫌われたくないし、私のことを一番に思ってくれているからそうしてるんだって思うと、「携帯電話をチェックされるのはいや」ってなかなか言えない…。

2つの事例は「デートDV」だと思いませんか。自分の考えを書きましょう。またなぜそう思う（思わない）のか、その理由についても書きましょう。

ワーク2

ワーク1のどちらかの事例を選び、次の点についてグループで話し合きましょう。

【自分のグループが選んだ事例に○をしましょう。 〈事例 1・2〉】

1. 「B子」や「D先輩」が相手に対してそのような態度をとるのはなぜでしょうか。

2. 「A太」や「C子」が嫌だと思っても自分の気持ちを言えずにいるのはなぜでしょうか。

3. その行為をやめてほしいということを知ってもらうために、どのように伝えたらよいか、セリフを考えてみましょう。また、伝えるにはどのような方法があるか、考えてみましょう。

4. 相手に自分の気持ちを伝えても、状況が変わらない場合には、どのような解決方法があるか、考えてみましょう。

ワーク3

交際相手から次のような行為があった場合、あなたはどのように受けとめますか。あてはまるものに○をつけましょう。

【ア：暴力だと思う イ：どちらともいえない ウ：暴力だと思わない】

| | |
|------------------------|-----------|
| 1. たたいたり、けったりする。 | ア ・ イ ・ ウ |
| 2. 物を投げつける。 | ア ・ イ ・ ウ |
| 3. バカにしたり、傷つく言葉を言う。 | ア ・ イ ・ ウ |
| 4. 大声でどなる。 | ア ・ イ ・ ウ |
| 5. メールのチェックをする。 | ア ・ イ ・ ウ |
| 6. 友達づきあいを制限する。 | ア ・ イ ・ ウ |
| 7. 性的な行為を無理やりする。 | ア ・ イ ・ ウ |
| 8. デートの費用やお金を無理やり出させる。 | ア ・ イ ・ ウ |

* 「ア：暴力だと思う」に○をつけた項目は何項目ありましたか？【 項目】

ワーク4

ワーク3の行為やそれ以外に交際相手にされたくない行為について、グループで話し合ってみましょう。

解説 3 「デート DV」について考えよう

1 ねらい

交際相手からの暴力（いわゆる「デート DV」）における「暴力行為」には、「身体的暴力」だけでなく、「精神的暴力」、「行動の制限」、「性的暴力」、「経済的暴力」があることを理解させる。交際において「暴力」が生じた場合の対処法、交際相手からの暴力についての認識のちがいをグループで話し合う活動を通して、自分を大切にし、相手のことも思いやることのできる対等な関係でいることの大切さを考えさせたい。

2 進め方

展開例（50分 3～4人のグループを作る）

| 学習活動 | 指導上の留意点 |
|---|---|
| 1 ワーク1 (10分) ① 事例を読み、それぞれの事例が「デート DV」であると思うかどうかについて自分の考えを記入する。どうしてそのように思うのか、その理由についても記入する。 | ○ 時間に余裕があれば、いくつかの意見を発表させ、それぞれの考え方を全体で共有してもよい。 |
| 2 ワーク2 (15分) ① 各グループで、どちらかの事例を選ぶ。 ② 選んだ事例の1～4の問いについてグループで話し合い、その内容をまとめて書く。 | ○ 事例に書かれた情報をもとに、どのような場面や方法、言い方で相手に伝えるとよいかを具体的に考えるよう促す。 ○ 他の人の意見を共感的に受け止めるようにするなど、互いの意見は尊重するよう促す。 |
| 3 ワーク3 (20分) ① 8つの項目について「暴力」であると思うかどうかについてチェックし、「デート DV」における「暴力」の内容について考える。また、いくつかチェックしたかも書く。 | |

4 ワーク4

- ① 交際相手にされたくない行為の内容についてグループで話し合い、その内容をまとめて書く。
- ② いくつかのグループが発表し、全体で共有する。

5 まとめ (5分)

- ① まとめを聞く。

○ 各グループの話し合いの様子を把握しておき、内容が深まっているグループに発表を促す。

○ 解説等を参考にし、発表内容もふまえ、次のような観点でまとめる。

- ・ たとえ交際している関係であっても、相手の人権を侵害するような行為があってはならない。
- ・ 「デートDV」における「暴力行為」には、「身体的暴力」だけでなく、「精神的暴力」、「行動の制限」、「性的暴力」、「経済的暴力」がある。
- ・ ワーク3で提示されたような暴力が、項目によっては「暴力」として認識されていないことがあるので、このような行為を「暴力」として認識することが「デートDV」の防止に重要である。
- ・ 「デートDV」の状態に陥り、自分で解決できない場合にはそのままにせず、周囲に相談するなどの解決方法をとっていくことが重要である。

3 解説

(1) ワーク1について

生徒にとって、交際相手からの「暴力」=身体的暴力のイメージが強いことから、ワーク1では「身体的暴力」でない事例を取り上げた。横浜市市民活力推進局の「デートDVについての意識・実態調査」によれば、特に、「デートの費用やお金を無理やり出させる」、「メールのチェックや友達づきあいを制限する」という行為について、「身体的暴力」や「性的暴力」と比べて、暴力としての認識が低いという結果になっている。そこで、事例は「経済的暴力」と「行動の制限」に関わる事例を取り上げた。

(2) ワーク2について

事例を通して、被害者や加害者がどうしてそのような状況に陥るのかについて考えた上で、被害者側になった場合には、我慢するのではなく、まず、相手に対して自分の気持ち

をきちんと伝えていくことが重要であることや、自分で解決できない場合には、身近な人や相談機関に相談することが大切であることを認識できるようにする。

(3) ワーク3について

ワーク3では、提示されている暴力行為について、生徒自身に自分の認識を確認させる。その結果を全体で共有すれば、人によって認識に差が出るのが想定される。暴力の認識が低いと「デートDV」の加害者にも被害者にもなりうることや、「デートDV」から抜け出せない状況に陥りやすいことを理解させるとともに、暴力の内容について十分に認識することが、「デートDV」の予防につながることを理解させたい。

高校生は、交際する機会が増える時期であり、その中で、「デートDV」に陥る可能性も十分に考えられる。なるべく早い段階で、生徒の暴力に対する規範意識を高めるとともに、「デートDV」に陥った場合に対処する方法を理解し、解決に向けて行動できる力を培うことはもちろんのこと、「デートDV」の被害者・加害者にならないよう、それぞれの心情などを深く理解するような授業を実践し、予防ができるよう啓発していくことが重要である。

「デートDV」を受けていることを本人から相談された場合は、自分(友人、家族、教職員等)は本人とつながるキーパーソンとなることを認識し、次に示す「被害者へのメッセージ」を参考にし、適切に対応することも取り上げたい。また、相談を受けた側、特に担任の教職員や、友人にあたる生徒等が全て一人で抱え込んでしまうことのないよう、学校は組織的に対応し、日頃から専門機関と連携してサポートを行う体制作りを心掛けておくことが重要である。

*** もしかしてデートDV?と思ったら… ***

- ◇あなたは悪くないよ。(自分をせめないで。)
- ◇自分の気持ちを大切にしよう。(相手に「いやだ」と伝えることは大切だよ。)
- ◇あなたはひとりぼっちじゃないよ。(きっとわかってくれる人がいるよ。自分の気持ちをだれかに話してみよう。)

「超カンタン デートDVの基礎知識」 かなテラス (神奈川県立かながわ男女共同参画センター)、
認定特定非営利活動法人エンパワメントかながわ制作 (平成27年7月) より

〈参考資料〉

「デートDVについての意識・実態調査報告書」 横浜市市民活力推進局男女共同参画推進課 (平成20年3月)
「超カンタン デートDVの基礎知識」 かなテラス (神奈川県立かながわ男女共同参画センター)、
認定特定非営利活動法人エンパワメントかながわ制作 (平成27年7月)

4 困っている人に寄り添おう

ワーク 1

次の体験談を読み、それぞれが何に困っているかを考えましょう。

Aさんの体験談

Aさんは幼いころに事故に遭い、その後遺症で両足が不自由になり車椅子で生活しています。現在は自宅から2駅離れたところにある高校に、電車を利用して通っています。階段の上り下りや段差のあるところでは一人で移動することができず、電車を乗り降りする時も、必ず駅員さんの助けを借りています。

ある日、ホームから改札口へ行く時に、いつものようにエレベーターを利用しようとしたところ、大きなスポーツバッグを持った他校の生徒たちが何人もエレベーターの前に並んでいました。Aさんは特に急いでいたわけではありましたが、なかなかエレベーターに乗ることができず困っていました。また、まわりの人たちが迷惑そうな顔をしながらAさんをよけて歩いているような気がして、申し訳ない気持ちになりました。

(1) Aさんが普段の生活で何に困っているか、考えつく限り挙げてみましょう。

(2) Aさんの感じている嫌な思いや苦しい思い、実際に困っていることを少しでもなくすためには、どういうことが必要でしょうか。

Bさんの体験談

Bさんは、小さいころから会話によるコミュニケーションが苦手で、音声のみで伝えられたことをうまく理解できません。聞こえていないわけではなく、声は伝わっているのですが、内容を理解することができないのです。一度インプットされた予定や物事を変更することは難しく、急な予定変更等があった場合は、自分がどうすればいいのか、いつも分からなくなります。今、何をやる時間なのかがはっきりしていないと不安になり、そわそわと落ち着きがなくなってしまう。

また、Bさんは人と話していても急にその場にそぐわないことを言ってしまいます。興味のあることには夢中になり、自分の知っていることや話したいことを次々としゃべるのですが、興味のないことには全く無関心です。本人に悪気はないのですが、そういう態度をとってしまうため、クラスでは孤立気味です。

(3) Bさんが普段の生活で何に困っているか、考えつく限り挙げてみましょう。

(4) Bさんの感じている嫌な思いや苦しい思い、実際に困っていることを少しでもなくすためには、どういうことが必要でしょうか。

ワーク2

(1) ワーク1で挙げたことについてグループでの意見交換を通して、気づいたことや考えたことを書きましょう。

Aさんの場合

Bさんの場合

(2) (1)で発表したことをもとに、AさんやBさんのような人たちのために、どのようなことに気をつければよいか、グループで意見交換し、その内容をまとめましょう。

Aさんの場合

Bさんの場合

まとめ

今回の学習を通して、学んだことや考えたことを書きましょう。

解説 4 困っている人に寄り添おう

1 ねらい

障害のある人々が日常生活でどのようなことに困っているかを考え、相手の立場に立って物事を考え行動することの大切さを感じるとともに、社会でお互いが気持ちよく生活するために、一人ひとりがどんなことに気をつける必要があるかについての理解を深める。

2 進め方

展開例（50分 3～4人のグループを作る）

| 学習活動 | 指導上の留意点 |
|--|---|
| <p>1 ワーク1 (14分)</p> <p>① Aさんの体験談を読み、Aさんが日常生活で感じている困り感や実際に困っていることを少しでもなくすためには、どういうことが必要かについて考え書く。(1)(2)</p> <p>② Bさんについても同様に行う。(3)(4)</p> | |
| <p>2 ワーク2 (30分)</p> <p>① ワーク1で各自が書いたことについて、グループ内で発表する。(1)</p> <p>② (1)で意見交換した内容をもとに、グループで意見をまとめる。(2)</p> <p>③ (2)について全体に発表する。</p> | <ul style="list-style-type: none">○ 他の人の意見を聞いて気づいたことなどは適宜メモを取るよう促す。○ 出された意見について、どんな配慮ができるのか具体的に考えるよう伝える。○ (1)でメモした他の人の意見で気づいたことを発表し合うことも、話し合いに効果的であることを伝える。○ 他の人の意見を共感的に受け止めるようにするなど、互いの意見は尊重するよう促す。 |
| <p>3 まとめ (6分)</p> <p>① 個人で振り返りを行う。</p> | <ul style="list-style-type: none">○ グループワークや全体発表等、他の人の意見を聞くことで自分の中にどのような変化があったかを意識して振り返るよう促す。 |

3 解説

Aさんの体験談は、身体に障害のある人の日常生活における困り感を想定して作成したものである。ここに出てくる「他校の生徒」たちのふるまいは、Aさんに「エレベーターに乗れない」という物理的な困難だけでなく、「他の人に自分が邪魔だと思われるのではないか」という精神的なストレスもあたえている。そうでなくとも、通勤・通学時間帯の駅など混雑した場所はストレスになりがちである。

身体に障害があり不自由さを感じている人の立場に立って、そのような人たちの困り感やストレスを少しでも緩和し、お互いが気持ちよく生活するためには自分たちがどのようなふるまいをすべきかを考えさせたい。

Bさんの体験談は、会話によるコミュニケーションが苦手な人や、人と話していても急にその場にそぐわないことを言ってしまう人の困り感を想定して作成した。外部から分かりやすい障害と比べ、コミュニケーションが苦手な人や、人と話していても急にその場にそぐわないことを言ってしまう人の感じている困り感は認識しにくいものである。

そういう様々な困り感を持った人がいるかもしれないことを理解し、それをその人の特性として受け止め、困っている時には手助けをすることが自然にできるような社会づくりの重要性について考えさせたい。「そんなこと言わなくても分かるだろう」と一般的には思われることでも、様々な特性がある人がいるのだということを考えさせ、相手の気持ちに寄り添い配慮する意識を育みたい。

5 自分が介護者・要介護者になったら

高齢社会といわれて久しい日本。65歳以上の高齢者の割合は2035年には3人に1人、2060年には2.5人に1人になると予測されています。

このような中で、誰もが高齢の家族の介護に関わる可能性があります。もし、あなたが介護者になったらどうしますか。また、高齢で要介護者になり家族の世話を受けるようになったら、どうしますか。

ワーク 1

ペアを作って介護者と要介護者の立場を考えてみましょう。 ワークシート（別紙）

- (1) 1回目の自分の役割に○をつけ、その立場における生活へのこだわり(大切にしていること)を挙げる。
- (2) 生活項目に対して自分のこだわりを挙げていく。
- (3) ペアで意見を交換する。お互いに相手の欄に交換した意見を書き込んでいく。
- (4) 役割を交換して(1)～(3)(2回目)を行う。

ワーク 2

- (1) 介護者と要介護者の両方の立場になって感じたこと、また意見交換をして感じたことを書きましょう。

- (2) (1)についてグループでの意見交換を通して、気づいたことや考えたことを書きましょう。

ワーク 3

- (1) ワーク1、2を通して、介護者と要介護者の人権を守るためにはどのようなことが大事だと思いますか。思ったことを書きましょう。

- (2) (1)についてグループでの意見交換を通して、気づいたことや考えたことを書きましょう。

■ ワークシート（別紙）

| 自分の役割に ○をつける→ | | 1回目 | | 2回目 | |
|------------------|------------|------------------------------|---------------------------|-----|------|
| | | 介護者 | 要介護者 | 介護者 | 要介護者 |
| 生活への こだわり | | (例) 仕事は続けたい | (例) おしゃれも したい | | |
| 生活 項目 | 起 床 就 寝 | (例) 毎日同じ時間 がいい | (例) たまには寝坊 したい | | |
| | 食 事 | (例) 介護食のサー ビスを利用してほ しい | (例) 手作りのご飯 が食べたい | | |
| | 排 泄 | (例) 夜はおむつを 利用してほしい | (例) トイレを利用し たい | | |
| | 入 浴 | (例) 冬場は一日おき にしてほしい | (例) 毎日入浴したい | | |
| | 身支度 | (例) 日々の服装をパ ターン化してほしい | (例) 毎日の服装をそ の日の気分で決めたい | | |

解説 5 自分が介護者・要介護者になったら

1 ねらい

人権の尊重とは自他の人権を正しく理解し、相互に尊重し合うこと。つまり「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」である。自分らしさや、相手のその人らしさを相互に尊重し合うことが重要である。人権が侵害されるということは、それが否定されることである。介護が必要になったとしても、「その人らしさ」は保たれていなければならない。しかし要介護者の立場は一般的に受け身であり、介護者の一方的な都合で「その人らしさ」が保たれなくなることもあるだろう。このワークでは要介護者の立場を考え、要介護者である高齢者の「その人らしさ」を保つ＝人権を尊重するにはどうしたらよいかを考えさせたい。

その一方で、介護の現場では介護者の身体的・精神的負担も問題になっている。介護を一人で抱え込むことによって心身ともに疲労し、介護者の人権を損なう恐れもある。そこで介護者の立場も想像し、介護者・要介護者双方の人権を尊重するにはどうしたらよいかについて理解を深めさせたい。

2 進め方

展開例（50分 ペアと3～4人のグループを作る）

| 学習活動 | 指導上の留意点 |
|---|--|
| 1 導入 (3分) ① 高齢社会の概要を理解する。 | ○ ワークシート冒頭の説明文や解説(1)を読み上げるなどし、高齢社会の概要について説明する。 |
| 2 ワーク1 (23分) ① ペアで介護者と要介護者の役割を決める。(1) ② それぞれの立場で生活へのこだわりと、各生活項目へのこだわりを挙げていく。(2) ③ ペアで意見交換をし、相手の意見を自分のワークシートにそれぞれ書き込んでいく。(3) ④ 役割を交換し、②、③を再度行う。(4) | ○ こだわりとは「『自分らしさ』を保つために大切にしていること」とであると伝える。現在の自分のこだわりを参考に、介護者・要介護者になったときに「自分らしさを保つ」ための生活全般及び各種生活項目へのこだわりを挙げるよう伝える。 |
| 3 ワーク2 (7分) ① ワーク1を行って感じたことを書く。(1) | |

- ② (1)についてグループ内で意見交換を行い、その中で気づいたことや感じたことを書く。(2)

4 ワーク3 (17分)

- ① 高齢者の人権を守るために大事なものはどのようなことかを考える。(1)
- ② (1)についてグループで意見交換を行い、その中で気づいたことや感じたことを書く。(2)
- ③ (1)(2)について、グループ内で話し合った内容を発表する。

- 人権の尊重とは「その人らしさ」が保たれているということであり、「その人らしさ」を保つためには相手の気持ちに寄り添って考えたり、配慮したりすること、またそれをお互いに尊重することが大切であると伝える。

3 解説

(1) 高齢化の現状と将来

平成26(2014)年の統計では、日本の65歳以上の高齢者人口は過去最高の3,300万人(前年3,190万人)となり、高齢化率(総人口に対して65歳以上の高齢者人口が占める割合)も26.0%(前年25.1%)と過去最高となった。今後は、総人口が減少を続ける一方で、日本の65歳以上の高齢者人口は2060年には国民の約2.5人に1人になると見込まれている。このような状況下では家族の介護を経験する可能性は誰にでもあるといえる。

(2) こだわり

「こだわり」→「こだわる」は「ちょっとしたことにとらわれる。拘泥する。元来は良い意味ではない。近頃は特別の思い入れがあることも言う」とある。(「岩波国語辞典 第六版」より)

ここでは「こだわり(る)」の良い方の意味に着目し、各個人が「『その人らしさ』を保つために大切にしたいと思うこと」と考え、「こだわり」を持つことをそれぞれの個性と捉えた。個性は「その人らしさ」であり、これを尊重することが人権を尊重することである。介護者、要介護者がお互いに「その人らしさ」を尊重するために、個々の「こだわり」を理解し歩み寄りながら生活することが重要である。

〈引用文献〉「岩波国語辞典 第六版」 岩波書店 (平成16年2月)

〈参考資料〉「平成27年度版 高齢社会白書(全体版)」 内閣府ウェブサイト

6 ハンセン病から人権を学ぶ

ワーク 1

ハンセン病について正しく理解しましょう。

(1) 次の1~7について、正しいものには○を、間違っているものには×を書きましょう。(資料1 参照)

1. ハンセン病は、「らい菌」が原因で発症する病気である。 ()
2. ハンセン病は、手足の障害や皮膚の病的変化といった症状が起きる病気である。()
3. ハンセン病は、感染力が強く、うつりやすい病気である。 ()
4. ハンセン病は、原因が解明されたものの、治すことが非常に難しい病気である。()
5. ハンセン病は、身体の外観的特徴から、古くから偏見や差別の対象となった。()
6. 過去にはハンセン病患者は、療養所に通院して強制治療を受けさせられた。()
7. 過去にはハンセン病患者の家は、保健所職員により徹底的に消毒された。()

(2) 次の1~6の問いに答えましょう。(資料2、3 参照)

1. 昭和28(1953)年に新しく成立した法律は、何という法律ですか。

2. ハンセン病が「治る病気」、「非常にうつりにくい病気」であることが解明されたにもかかわらず、前の法律から引き継がれたこの法律の問題点は何でしょうか。

3. 「らい予防法」が廃止されたのはいつですか。

4. 平成10(1998)年、療養所の入所者たちが、国に対して裁判を起こします。国のどのような責任を問う裁判でしたか。

5. 平成26(2014)年現在、ハンセン病療養所数は何カ所で何名の方が入所していますか。

6. 療養所を出られるようになったのに、現在も入所したままの人がいるのはなぜでしょうか。

ワーク 2

- (1) 資料3を参考にして、ハンセン病患者はどのような差別や偏見を受けてきたか、挙げてみましょう。また、そのことについて、あなたが感じたことを書きましょう。

- (2) (1)の内容についてグループで意見を交換し、気づいたことや考えたことを書きましょう。

ワーク 3

- (1) 資料4を読んで、ハンセン病とHIV感染を比較し、あなたが感じたこと、考えたことを書きましょう。

- (2) (1)の内容についてグループで意見を交換し、気づいたことや考えたことを書きましょう。

ハンセン病の悲しい歴史

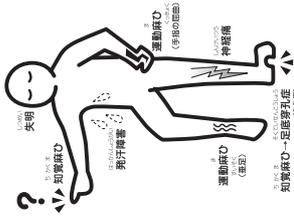
みんなハンセン病を知ってる？

私は最近まで知らなかったんだ。

話を聞いて、かなリショックを受けた。

ハンセン病って、どんな病気か知ってる？

ハンセン病とは、「らい菌」に感染することで起こる病気です。感染し発病すると手足などの末梢神経が麻痺したり、皮ふにさまざまな病的な変化が起こったりします。早期に適切な治療を行わないと、手足などの末梢神経に障害が起き、汗が出なくなったり、痛い、熱い、冷たいといった感覚がなくなることがあります。また、体の一部が變形するといった後遺症が残ることもあります。かつては「らい病」と呼ばれていましたが、明治6年（1873年）に「らい菌」を発見したノルウェーの医師・ハンセン氏の名前をとって、現在は「ハンセン病」と呼ばれています。



早く見つけて適切な治療をすれば 治る病気なんだよ

昭和18年（1943年）、米国で「プロミン」という薬がハンセン病によく効くことが報告されました。わが国では、昭和21年（1946年）から患者に試用され始めましたが、その数はわずかであったため、もっと多くの人に投与できるようにしてほしいと患者が国に働きかけ、昭和24年（1949年）から広く使用されるようになりました。その後、さまざまな薬が開発され、現在はWHO（世界保健機関）が推奨する3種類の飲み薬を組み合わせて服用する治療が行われています。ハンセン病は早期に発見し、適切な治療を行えば、顔や手足に後遺症を残すことなく、治るようになっていきます。

ハンセン病は感染症だけどとでもうつりにくい病気なんだって

「らい菌」は感染力が弱く、非常にうつりにくい病気です。発病には個人の免疫力や衛生状態、栄養事情などが関係しますが、たとえ感染しても発病することはまれです。現在の日本の衛生状態や医療状況、生活環境を考えると、「らい菌」に感染しても、ハンセン病になることはほとんどありません。（日本人新発患者数2011年2人、2012年0人、2013年1人）

どうしても優しくできなかつたんだろう？

強制的に患者を隔離してしまふなんて……

19世紀後半、ハンセン病はコレラやペストなどと同じような恐ろしい伝染病であると考えられていました。当初は、家を出て各地を放逐する患者が施設に収容されましたが、やがて自宅療養する患者も収容されるようになりました。ハンセン病と診断されると、市町村や療養所の職員、医師らが警察官を伴ってたびたび患者のもとを訪れました。そのうち近所に知られるようになり、家族も偏見や差別の対象にされることになったため、患者は自ら療養所に行くより仕方ない状況に追い込まれていったのです。このような状況のもとで、昭和6年（1931年）にすべての患者の隔離を目指した「癩予防法」が成立し、療養所の増床が行われ、各地にも新しく療養所が建設されて行きました。また、各県では「無癩県運動」という名のもとに、患者を見つけて出し療養所に送り込む施策が行われました。保健所の職員が患者の自宅を徹底的に消毒し、人里離れた場所に作られた療養所に送られていくという光景が、人々の心の中にハンセン病は恐ろしいというイメージを植え付け、それが偏見や差別を助長していったのです。



患者の収容には警察官が立ち会った

ハンセン病問題の歩み

- 差別のはじまり
 - 中世～近世
 - 体の一部が變形したりする外観の特徴などから偏見や差別の対象にされることがあった。
 - 明治後期（1900年代）～昭和前期（1940年代）
 - 患者を強制的に収容し、療養所から一生出られなくする「ハンセン病隔離政策」が行われ、偏見や差別が一層助長された。
 - 昭和前期（1940年代）～平成8年（1996年）
 - 有効な薬が開発され、治療法が確立されたが、患者の隔離政策はそのまま継続された。
 - 平成8年（1996年）～
 - 「らい予防法」（「癩予防法」を昭和28年（1953年）に改正）が廃止され、患者隔離政策に終止符が打たれた。
- 患者の隔離政策
 - 治療の登場
 - 「らい予防法」廃止

学習のポイント

- POINT1
 - ハンセン病は、「らい菌」による感染症。「らい菌」は感染力が弱く、非常にうつりにくい。感染しても発病するのはまれ
- POINT2
 - 現在は治療法が確立され早期発見と適切な治療で、後遺症を残さずに治すことができる
- POINT3
 - ハンセン病患者は、いつの時代も偏見や差別の対象にされてきた国や社会が患者に対してどのように接してきたかを振り返る

■ 資料 4

〈正しく知ろう HIVとエイズ〉

HIVとエイズは違います

HIVは、英語の「Human Immunodeficiency Virus」の頭文字をとったもので、ヒト免疫不全ウイルスのことです。

エイズ＝AIDSは英語の「Acquired Immunodeficiency Syndrome」の頭文字をとったものです。日本語にすると「後天性免疫不全症候群」で、生まれた後にかかる、免疫の働きが低下することにより生ずる、いろいろな症状の集まり、という意味になります。エイズはHIVに感染することによって発症します。

HIVに感染すると、免疫の仕組みの中心である白血球の一種、「ヘルパーTリンパ球（CD4陽性細胞）」が壊され、体を病気から守っている免疫力が低下します。

通常、HIV感染から6～8週間経過すると、血液中にHIVに対する抗体が検出されます。感染から数週間以内に風邪に似た症状が出ることはありますが、この症状からはHIV感染の有無は判断できません。また、その後は何年間も無症状なので、感染の有無はHIV検査を受けなければ確認できないのです。

HIVに感染しても、すぐにエイズを発症するわけではありません。自覚症状のないまま数年が経過しますが、その間に免疫力は低下し、やがて「日和見感染症」と呼ばれる、本来なら自分の力で抑えることのできる病気を発症するようになります。

HIVの感染経路は、性的接触、血液感染、母子感染の3つに限られます。握手をしたり、日用品を共用したり、プールやお風呂に一緒に入ったりするといった、日常生活の接触では感染しません。せきやくしゃみなどでもうつりません。つまり、日常生活の中では、性的接触以外で感染することはないのです。

〈HIV・ハンセン病に対する偏見・差別をなくそう〉

私たちはだれでも、自由に、人間らしく生きる権利「人権」を持っています。しかし、HIV感染者やハンセン病患者・元患者の方々は、誤った知識や偏見などから人権が侵害されてしまうことがあります。偏見・差別をなくすためには、一人ひとりがHIVやハンセン病などに対する正しい知識を持ち、人権を尊重する心を持つことが大切です。

HIVやハンセン病は、人から人にうつる感染症です。しかし、日常生活における接触で感染することはほとんどありません。ハンセン病は感染したとしても、発病することは極めてまれですし、万一、発病しても早期発見と適切な治療で確実に治療することができます。また、HIVは感染しても、すぐにエイズを発症するわけではありません。最近は治療薬の開発が進み、感染を早期発見し、早期治療することでエイズの発症を抑えることができるようになっています。

このようにHIVやハンセン病は、治療が可能な病気ですが、今なお、誤った知識を持っている方が多く、HIV感染者やハンセン病患者・元患者の方々に対する偏見や差別が、いまだに解消されていない状況にあります。

例えば、2003年（平成15年）、ハンセン病療養所の入所者であることを理由に、ホテルの宿泊を断られるという事件が起きました。この報道を受けて、ハンセン病療養所の入所者がいわれのない非難や中傷を全国の人たちから受けました。また、HIVの感染者に対しても、HIVに感染していることを理由に仕事を解雇されたり、医療機関で診療を拒否されたりするなどの人権侵害が起こっています。

こうしたHIVやハンセン病に対する偏見や差別をなくすためには、一人一人が、HIVやハンセン病について正しい知識を持つこと、また、患者・元患者、その家族などが置かれた立場を理解することが必要です。

「HIV/エイズの基礎知識」 公益財団法人エイズ予防財団ウェブサイトより
「暮らしのお役立ち情報 HIV・ハンセン病に対する偏見・差別をなくそう」
政府広報オンラインウェブサイトより

解説 6 ハンセン病から人権を学ぶ

1 ねらい

ここでは、病気による人権侵害の原点ともいえる「ハンセン病患者」の差別問題を素材に、生徒一人ひとりが「ハンセン病」の正しい知識と歴史を学ぶことにより、病気による人権侵害について広く考えさせ、様々な人権侵害に対して適切な行動を取ることができるようする。

2 進め方

展開例 (50分 3～4人のグループを作る)

| 学習活動 | 指導上の留意点 |
|---|--|
| <p>1 ワーク1 (15分)</p> <p>① 資料1を参考にして1～7に答える。 (1)</p> <p>② (1)の答え合わせを行う。</p> <p>③ 資料2を参考にして(2)の1～6に答える。 (2)</p> <p>④ (2)の答え合わせを行う。</p> | <p>○ 資料から読み取りきれない部分についても推測するよう促す。</p> <p>○ 指導用資料を参考に説明する。可能なら画像・映像資料等を使い、具体的なイメージをつかめるようにする。</p> |
| <p>2 ワーク2 (15分)</p> <p>① 資料3を参考にして自分の考えを書く。 (1)</p> <p>② (1)についてグループで話し合い、気づいたことや考えたことを書く。 (2)</p> | <p>○ 原因が解明されても差別が続いたことや、病気は誰にでも起こりうることについても考えるように促す。</p> |
| <p>3 ワーク3 (20分)</p> <p>① 資料4を読み、感じたことを書く。 (1)</p> <p>② (1)についてグループで話し合い、気づいたことや考えたことを書く。 (2)</p> | <p>○ 一人ひとりが差別にどのように向き合うべきか考えるよう促す。</p> <p>○ 病気について正しく理解することが、人権侵害に対して適切な行動が取れるようになるために大切であることを伝える。</p> |

3 解説

ワークシート、資料及び視聴覚教材を使用して指導を展開する。グループ協議を入れた形式で展開例を挙げているが、状況に応じ講義形式も可能である。別途、指導用資料を参照するとよい。

また、HIV感染など今日的な課題についても取り上げることで、この問題を身近なものとして感じさせ、患者等の人権について理解を深めるよう促したい。

なお、DVD「メッセージ“私たちと人権”②」等の当事者の方のインタビューなどを用いてまとめとすることも効果的である。

※ DVDは神奈川県教育委員会行政課にて、県立学校に貸し出しをしています。貸し出し方法等については、行政課人権教育グループにお問い合わせください。

〈引用文献〉

「ハンセン病の向こう側」 厚生労働省（平成26年12月）

「HIV/エイズの基礎知識」 公益財団法人エイズ予防財団ウェブサイト

「暮らしのお役立ち情報 HIV・ハンセン病に対する偏見・差別をなくそう」

政府広報オンラインウェブサイト

〈参考資料〉

「メッセージ“私たちと人権”②」 一般社団法人 神奈川県人権センター（平成22年12月）

■ 指導用資料

ハンセン病と人権について学習しよう

ワーク 1

(1) 次の1~7について、正しいものには○を、間違っているものには×を書きましょう。(資料1参照)

1. ハンセン病は、「らい菌」が原因で発症する病気である。 (○)
2. ハンセン病は、手足の障害や皮膚の病的変化といった症状が起きる病気である。 (○)
3. ハンセン病は、感染力が強く、うつりやすい病気である。 (×)
[(正)感染力が弱く、うつりにくい。]
4. ハンセン病は、原因が解明されたものの、治すことが非常に難しい病気である。 (×)
[(正)治療薬が開発され、早期発見と適切な治療により治すことができる。]
5. ハンセン病は、身体の外観的特徴から、古くから偏見や差別の対象となった。 (○)
6. 過去にはハンセン病患者は、療養所に通院して強制治療を受けさせられた。 (×)
[(正)入所]
7. 過去にはハンセン病患者の家は、保健所職員により徹底的に消毒された。 (○)

(2) 次の1~6の問いについて答えましょう。(資料2、3参照)

1. 昭和28(1953)年に新しく成立した法律は、何という法律ですか。
→「らい予防法」 ※昭和6年に成立した「癩予防法」から新しい法律になった。
2. ハンセン病が「治る病気」「非常にうつりにくい病気」であることが解明されたにもかかわらず、前の法律から引き継がれたこの法律の問題点は何でしょうか。
→ 隔離収容政策が継続され、退所規定が設けられていないこと。
3. 「らい予防法」が廃止されたのはいつですか。
→ 平成8(1996)年
4. 平成10(1998)年、療養所の入所者たちが、国に対して裁判を起こします。国のどのような責任を問う裁判でしたか。
→ 国に対して、ハンセン病政策の転換が遅れたこと責任を問う裁判。
※ ハンセン病が解明されたのに隔離政策を継続したことが問題であることを確認。
5. 平成26(2014)年現在、ハンセン病療養所数は何カ所で何名の方が入所していますか。
→ 14ヶ所、1847名。
6. 療養所を出られるようになったのに、現在も入所したままの人がいるのはなぜでしょうか。
→ 偏見や差別が根強く社会復帰をおそれている、家族に迷惑が及ぶことをおそれ絶縁状態にある、高齢となり家族とも音信不通になり帰る場所そのものがない、等。
※ 資料から単純に抜粋することが難しいので、必要に応じて家族との絶縁は自分からと相手からの両方のケースがあることを想定させる。

7 同和問題について考えよう

このワークでは、同和問題（部落差別）について考えます。同和問題は、日本固有の重大な人権問題です。同和問題と向き合って正しく理解し、差別を許さない心、人権を尊重する心をしっかりと持ちましょう。

ワーク 1

資料を読んで、次の（1）～（4）に答えましょう。

（1）同和問題とはどのようなものでしょう。

（2）同和問題はいつごろから始まったと考えられていますか。

（3）江戸時代の身分制度はどのようなになっていましたか。

（4）江戸時代の身分制度の下で厳しい差別を受けていた人々はどのような仕事をしていましたか。

ワーク 2

(1) 「同和問題」はなぜ起きたのでしょうか。資料を読んで考えてみましょう。

(2) どうして「心の差別」は起きるのでしょうか。資料を参考にして考えてみましょう。

(3) 「心の差別」を解決するにはどうすればよいと思いますか。あなたの考えを書きましょう。

ワーク 3

(1) グループでワーク2の(3)について話し合い、出された意見や気がついたことなどを書きましょう。

(2) 今日の学習を通して、学んだことや考えたことを書きましょう。

■ 資料

同和問題とは

日本の歴史の中で、人為的に形作られてきた身分制度により、一部の人々が住居や職業、結婚などを制限される差別を受けてきました。特定の地域の出身であることやそこに住んでいることを理由に差別される我が国固有の人権問題を、同和問題とといいます。

こうした身分による差別は、すでに室町時代には一部の職業の人々が差別されていたことにはじまると考えられています。江戸幕府は、武士や百姓・町人とは別な身分を制度化し、それ以前よりも強固な身分制度を確立しました。この制度の下で厳しい差別を受けていた人々は、農業を営んで年貢を納めたり、優れた技術で牛馬の皮革加工や草履・雪駄づくり、医療・医薬品製造に携わったりするなどしたほか、城や寺社の清掃、幕府や藩の役人のもとで町や村の警備を行うなどして、社会を支えてきました。また、猿樂などの古くから伝わる芸能を継承発展させて、日本文化に大きく貢献しました。

明治4（1871）年に「解放令」が出て江戸時代の身分制度は廃止され、それまで被差別身分とされていた人々は、制度上は多くの武士や百姓・町人とともに平民となりました。しかし、多くの人々に身分差別の意識が残っている中で、被差別身分だった人々は、身分に伴って認められていた皮革加工などの権利が否定され、経済的に厳しい状況に置かれました。そうした状況の中で、差別から解放を求める運動が各地ではじまりました。（以下略）

心の差別と生活実態の差別

同和对策審議会答申では、部落差別には、「心の差別」（差別的なことばや態度で相手をさげすんだり、予断と偏見から結婚や交際をさけるなど）と「実態の差別」（就業の不安定や住宅、道路等の環境整備の立ち遅れなど）があり、こうしたふたつの面からの差別からおこる同和地区の人びとの生活の厳しさが、よりいっそう「心の差別」を広げ、それがまた生活を苦しくさせるという悪循環を繰り返してきたと指摘しています。

本県でもそうした悪循環を打ち切るために、現在までさまざまな対策を講じてきました。その結果、「生活実態の差別」の解消を図る生活環境は、大きく改善するなど、着実に成果を上げてきました。しかし、「心の差別」は、解消に向けて進んでいるものの依然として存在しています。

全国的にみると、今日でも、同和問題の解決を妨げるような事態がおきています。就職試験に際して、本人の能力や適性に全く関係のない本籍地（出生地）や親の職業について質問がなされたり、また、インターネットの電子掲示板に、同和地区の地名と侮辱的な記述と一緒に流されていたという事象もおきています。（中略）

また、結婚等にあたって、いまでも身元調査が見うけられます。このことは、その人の人柄などを評価するのではなく、血筋とか家柄にこだわる見方、考え方のあることを物語っています。このような見方、考え方を改めて、一人ひとりの人権が尊重された明るい社会を築く必要があります。

解説 7 同和問題について考えよう

1 ねらい

同和問題とは、日本の歴史の中で人為的に作られたものである。

被差別部落に関する研究については、近年、新しい研究成果が次々と発表され、これまで当然のように語られてきた部落差別の成り立ちを、単純に「近世の政治体制による分裂支配」に求める考え方や、「被差別部落の生活はつねに貧困で悲惨であった」といった見方などに、大きな修正と見直しが求められている。

こうした中で、生徒に対して同和問題の正しい理解を促し、なぜ差別が起こったのかを根源的に考えさせ、差別を許さない心、人権を尊重する心を育むことが本ワークのねらいである。

2 進め方

展開例 (50分 3～4人のグループを作る)

| 学習活動 | 指導上の留意点 |
|---|--|
| 1 ワーク 1 (15分) ① 資料を読み、同和問題についての概要を理解し、(1)～(4)に答える。(1)～(4) ② (1)～(4)の説明を聞く。(1)～(4) | ○ 同和問題についての興味・関心を促すとともに、理解を深める。 ○ グループで相談しながら取り組ませてもよい。 ○ 解説 P.45～P.47 を参考にしながら、説明する。 〔解答例〕 (1)・特定の地域の出身であることやそこに住んでいることを理由に差別されたこと ・我が国固有の人権問題であること (2)・室町時代には一部の職業の人々が差別されていたと考えられていること (3)・江戸幕府は、武士や百姓・町人とは別な身分を制度化し、以前よりも強固な身分制度を確立したこと (4)・農業や皮革加工、草履・雪駄づくり、医療・医薬品製造など ・城や寺社の清掃、町や村の警備 ・猿楽などの芸能 |

2 ワーク2 (9分)

- ① 「同和問題」がなぜ起こったか、資料を読んで考える。(1)
- ② どうして「心の差別」は起きるのか考える。(2)
- ③ 「心の差別」を解決する手立てを考える。(3)

3 ワーク3 (26分)

- ① グループ内で意見を発表し合う。また意見交換をしながら気がついたことや考えたことを書く。(1)
- ② いくつかのグループが、話し合った内容を発表する。
- ③ まとめを聞く。
- ④ 全体を通して学んだこと、考えたことを書く。(2)

- グループで相談するよう促してもよい。
- 同和問題をふまえながら、「心の差別」がなくなる理由を考えたり、自らの経験を振り返ったりして、思ったことを率直に書くよう促す。
- 現在もある「心の差別」にはどんなものがあるかについて考え、それを解決するための手立てを考えるよう促す。
- 「心の差別」はどうすれば解決できるか、率直に意見を出し合うよう促す。
- グループとして意見を統一する必要はないことを伝える。
- 各グループの話し合いの様子を把握しておき、内容が深まっているグループに発表を促す。また、様々な意見が出るよう配慮する。
- 出された意見や解説を参考にしながら、「心の差別」はどうすれば解決できるか説明する。
- 全員が、差別をしない、許さないことについて理解を深めるようまとめる。

3 解説

ワーク1について

被差別部落の歴史的起源には、政治起源説・異民族起源説・職業起源説・宗教起源説などがあり、これまでの被差別部落の歴史学習においては、近世政治起源説に基づいて他の起源説の誤りを正すという目的や、被差別部落の人々には差別されるいわれはないことを明確にするという目的があった。

しかし、近年多くの研究者たちによる様々な領域からのアプローチにより、被差別部落の人々の多様な姿が明らかにされ、近世政治起源説の見直しも進められている。

そこで、被差別部落の歴史学習においては次に例示する研究成果等を積極的に取り入れることが求められている。

なお、これらの知識の整理は、あくまでも人権を尊重する態度を養うために必要である、ということを理解する。

(1) 近世政治起源説の見直し

かつて、被差別民の起源について、近世政治起源説と言われる考えが中心であった。しかし、現在は、被差別民の起源については、古代末期か中世にまでさかのぼると考えられている。かつて、非日常的状況の中で、特に死・出産・血を「ケガレ」と考える意識があり、その「ケガレ」を清める役割（「葬送」「死牛馬の処理」「行刑」「造園」「掃除」等）を担う人々への畏怖の念が、次第に「ケガレ」に関わる者への賤視観につながったと考えられている。このような差別意識の底流を権力が利用し、江戸時代中期になって制度的に確立していったと考えられるようになっている。

(2) 江戸時代の身分制についての見直し

被差別部落の人々は、「武士・町人・百姓」とは別な身分とされて、地域社会から排除と差別を受けていた（必ずしも身分の序列で最底辺におかれたわけではない）。特に江戸時代中期から被差別部落の人々への差別が強化されてきたと言われている。しかし、実際には、(1)にあげた「ケガレ」を清める役割以外にも雪駄や皮革製品、医薬品の生産・販売、治安維持などで、社会的・経済的に被差別部落の人々と他の身分の人々との多様な交流が日常的にあったことが明らかになっている。

(3) 江戸時代の被差別部落の生活の見直し

被差別部落の人々が一律に「貧しかった」という見方は、否定されている。被差別部落の人々の中には、富裕な人も、貧しい人もいた。ある被差別部落の周辺の農村では、18世紀以降に人口が停滞していった。しかし、その被差別部落では、人口が増加していたことが実証されている。その理由として、様々な手工業品や医薬品などの生産・販売を行っていたことや、諸役を行うことによって経済力があつたことなどが考えられている。だからといって、被差別部落の全ての人々が豊かであったとは見られていない。また、生活条件の悪い地域に住まわされた事例もあるが、必ずしも全国的な状況ではないと考えられている。注意すべきことは、被差別部落の人々は貧しいことが原因で差別されていたのではないということである。

(4) 被差別民の文化への貢献

中世における猿楽をはじめとする諸芸能や、慈照寺・鹿苑寺の庭園や優れた石塀などが、被差別民によって生み出された。また、「蘭学事始」に記載されている人体解剖を実際に行い、内臓について正確な知識をもって説明をした人物は被差別民である。さらに、医者や医薬品製造などをしていった人もいた。このように、被差別民は、日本の文化や医学の発展に功績を残している。

(5) 「解放令」について

明治4(1871)年に太政官布告いわゆる「解放令」が出たことによって、それまで被差別身分とされていた人々は、制度上は多くの百姓・町人とともに平民となった。その一方

で、それまで与えられていた特権が奪われたために、経済的基盤を失い、社会的・経済的な差別が強められてしまった。だが、解放令には、以後、各地で起きた多くの人々の差別に反対する運動のよりどころとなったという意義もある。

(6) 部落解放運動について

解放令以後、全国各地で被差別部落の生活状況を改善することで差別をなくそうとする運動が行われた。その中で、被差別部落の人々による自主的な解放運動を行う全国水平社が大正11(1922)年に創立された。これ以後、各地で水平社が設立され、差別をなくす活動を展開した。神奈川県では、半官半民の組織として神奈川県青和会が設立された。神奈川県青和会は、差別をなくすために、啓発活動や被差別部落の生活改善に取り組んだ。

戦後、基本的人権の尊重を規定した日本国憲法が施行された後も、部落差別は続いた。そのために、昭和40(1965)年、国の同和対策審議会から「同和問題の早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」とした答申が出された。この答申等に基づき、さまざまな同和対策を行う特別措置法が平成14年(2002)年3月まで施行され、生活環境面などの改善において成果を上げたといえる。

一人ひとりが同和問題について正しい理解と認識を深め、差別を許さない心をもって、差別の連鎖を断ち切ることが、教育に求められている。そのことを十分に認識した上で、生徒に同和問題について考えさせたい。

なお、同和問題に関する認識を確実なものとし、より豊富な情報を得るために各県立学校に配付されている次の図書を参照していただきたい。

〈配付図書〉

「神奈川の部落史」 「神奈川の部落史」編集委員会 (平成19年9月)

「これでわかった! 部落の歴史 私のダイガク講座」 著者 上杉 聡 解放出版社 (平成16年12月)

「部落の歴史に学ぶ」 神奈川部落史研究会 (平成25年10月)

「知っていますか? 部落問題一問一答 第3版」 著者 奥田 均 解放出版社 (平成25年11月)

ワーク2・ワーク3について

同和問題について取り上げる場合、地理歴史科や公民科の教科書に記載されている同和問題に関連する歴史の諸問題についての知識を教えるだけでなく、生徒一人ひとりの心の中に差別を許さない心をしっかりと育むことが大切である。

(1) 平等について

日本国憲法第十四条で「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とある。そして、平等とは、「人を分け隔てなく、等しいものは等しく扱う」ことである。

この考えから、「かながわ人権施策推進指針(改定版)」では「誰もが機会の平等を保障

され、能力が発揮できる社会づくりをめざす」と基本理念に述べられている。この「機会の平等」を保障するためには、あらゆる人々が互いに違っていることを認め合うことが前提になる。例えば、日本語を母語としない児童・生徒に対して、個別に日本語授業を行うなどは、能力の発揮の機会を保障し、教育を受ける権利の保障のために必要になると考えられる。他と異なった扱いであっても、それが状況によっては、平等を保障することにつながるのである。

(2) 「差別」とは？

「差別」とは、「特定の人々（個人や集団）に対する偏見をもとに、その人々に対して不利益・不平等な扱いをすること」である。例えば、採用選考において本籍地や家族の職業等を理由に不採用にすることは、不採用の理由が本人の能力・適性とは関係のない予断と偏見に基づくものであり、「差別」といえる。

「差別」は、「偏見」から生まれるという。十分な根拠のないマイナスイメージ（偏見）を、個々の差異を無視して個人や集団に当てはめ、それが「ことば」や「態度・行動」として表に出ると「差別」を生むと考えられる。

「差別」をしない、させないためには、「自分の偏見に気付くこと」「偏見をなくそうと努力すること」が大切である。そのためには、人権に関する知的理解を深めるとともに、人権感覚を養うことで、自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を向上させ、それらを実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成することが求められる。

(3) 被差別部落の歴史の転換

被差別部落の歴史を学ぶ場合に留意すべきことは、知識を増やすだけにとどまらず、民主的、平和的な国家・社会の一員として、有為な社会の形成者として、必要な自覚と資質を養うために、人権を尊重するという目標を忘れないことである。

〈引用文献〉

「同和問題の正しい理解のために」 神奈川県・神奈川県教育委員会（平成21年3月）